

<p>現行学習指導要領 (平成20年告示, 平成27年一部改正)</p>	<p>新学習指導要領 (平成29年告示)</p>	<p>備 考</p>
<p style="text-align: center;">第2節 社 会</p> <p>第1 目 標</p> <p>社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 社 会</p> <p>第1 目 標</p> <p>社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、<u>グローバル化する国際社会</u>に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての<u>資質・能力</u>の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) <u>地域</u>や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、<u>地域</u>や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) <u>社会的</u>事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。</p> <p>(3) <u>社会的</u>事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、<u>地域</u>社会に対する誇りと愛情、<u>地域</u>社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。</p>	<p>*現行学習指導要領は「現行」、新学習指導要領は「新」と略記する。</p> <p>○新学習指導要領の構造化にともなう、学校教育法第30条第2項の規定により、「資質・能力」の3つの柱を重視し、社会科の目標及び各学年の目標は、(1)が「知識・技能」、(2)が「思考力・判断力・表現力等」、(3)が「学びに向かう力・人間力等」で構成された。同様に、内容のアは「知識・技能」、内容のイは「思考力・判断力・表現力等」で構成されている。</p> <p>○中学校社会科の目標の前文は、小学校社会科の「グローバル化する」の前に「広い視野に立ち」が加えられている。</p>

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標

- (1) 地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし，地域社会の一員としての自覚をもつようにする。
- (2) 地域の地理的環境，人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし，地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。
- (3) 地域における社会的事象を観察，調査するとともに，地図や各種の具体的資料を効果的に活用し，地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力，調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

2 内容

- (1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市（区，町，村）について，次のことを観察，調査したり白地図にまとめたりして調べ，地域の様子は場所によって違いがあること

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年〕

1 目標

社会的事象の見方・考え方を働かせ，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 身近な地域や市区町村の地理的環境，地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子，地域の様子の移り変わりについて，人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに，調査活動，地図帳や各種の具体的資料を通して，必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える力，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚を養う。

2 内容

- (1) 身近な地域や市区町村（以下第2章第2節において「市」という。）の様子について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

○現行中学年の「目標」と「内容」が，新では，第3学年と第4学年の学年別に示され，目標に前文が付けられた。

○新では，各学年の「目標」の前文が，全学年共通とされた。「学習の問題を追究・解決する活動」を通して，「問題解決的な学習の展開」を想定されているものと考えられる。

○現行「目標」(3)の「地図」を，新では，「目標」(1)で「地図帳」に変更された。

○新では，内容アは「知識・技能」，内容イは「思考力・判断力・表現力等」に関する記述で，全学年共通であり，それらが具体的に示された。

を考えるようにする。

ア 身近な地域や市(区, 町, 村)の特色ある地形, 土地利用の様子, 主な公共施設などの場所と働き, 交通の様子, 古くから残る建造物など

(2) 地域の人々の生産や販売について, 次のことを見学したり調査したりして調べ, それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。

ア 地域には生産や販売に関する仕事があり, それらは自分たちの生活を支えていること。

イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特徴及び国内の他地域などのかかわり

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 身近な地域や自分たちの市の様子をおおまかに理解すること。

(イ) 観察・調査したり地図などの資料で調べたりして, 白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

(ア) 都道府県内における市の位置, 市の地形や土地利用, 交通の広がり, 市役所など主な公共施設の場所と働き, 古くから残る建造物の分布などに着目して, 身近な地域や市の様子を捉え, 場所による違いを考え, 表現すること。

(2) 地域に見られる生産や販売の仕事について, 学習の問題を追究・解決する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 生産の仕事は, 地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることを理解すること。

(イ) 販売の仕事は, 消費者の多様な願いを踏まえ売上げを高めるよう, 工夫して行われていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして, 白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

(ア) 仕事の種類や産地の分布, 仕事の工程などに着目して, 生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え, 地

○内容ア(ア)と内容イ(ア)を関連付けて読む必要がある。(以下同じ。第6学年の歴史を除く。)

○内容イ(ア)の「都道府県内における市の位置」及び「市役所など」が付け加えられた。

○内容イの記述は, 全学年を通して, 「～などに着目して, ～を捉え, ～を考え, 表現すること」で統一されている。

○内容ア(イ)の「販売の仕事」について, 「売上げを高める」が加えられた。

○内容イ(ア)で「仕事の種類や産地の分布, 仕事の工程などに着目して」が加えられた。

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域

域の人々の生活との関連を考え、表現すること。

(イ) 消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。

(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。

(イ) 見学・調査したり地図などの資料などで調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。

(4) 市の様子の移り変わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

○内容イ(イ)において、現行では生産や販売について、「国内の他地域などのかかわり」としていたが、新では販売についてのみ「他地域や外国の関わり」を考えることにしている。

○現行中学年の内容(4)「地域社会における災害及び事故の防止」は、第3学年の内容(3)に、「地域の安全を守る働き」に変更され、位置付けられた。

○内容イ(ア)に「施設・設備などの配置」が加えられた。

○現行中学年の内容(5)アは、新では、内容(4)として、「市の様子の移り変わり」の学習が設けられた。

の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。

ア 古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、方位や主な地図記号について扱うものとする。

(2) 内容の(2)のイについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 「生産」については、農家、工場などの中から選択して取り上げること。

イ 「販売」については、商店を取り上げ、販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 市や人々の生活の様子は、時間の経過に伴い、移り変わってきたことを理解すること。

(イ) 聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学年の導入で扱うこととし、アの(ア)については、「自分たちの市」に重点を置くよう配慮すること。

イ アの(イ)については、「白地図などにまとめる」際に、教科用図書「地図」(以下第2章第2節において「地図帳」という。)を参照し、方位や主な地図記号について扱うこと。

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)及びイの(ア)については、事例として農家、工場などの中から選択して取り上げるようにすること。

イ アの(イ)及びイの(イ)については、商店を取り上げ、「他地域や外国との関わり」を扱う際には、地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置などを調べるようにすること。

○内容ア(ア)に「時間の経過に伴い、移り変わってきたこと」を理解することが求められている。

○内容イ(ア)において、「交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目」することが求められている。

○内容の取扱い(1)アにおいて、内容(1)の「身近な地域や自分たちの市の様子」の理解については、第3学年の導入で扱うこととし、「自分たちの市」に重点を置くことを明記している。

○内容の取扱い(1)イにおいて、第3学年の学習で「地図帳」を参照し、方位や主な地図記号について扱うことが明記された。

○内容の取扱い(2)イの「販売」において、「他地域や外国との関わり」を扱う際、「地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置」を調べることを示している。

ウ 「国内の他地域など」については、外国とのかかわりにも気付くよう配慮すること。

(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

(5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。

ウ イの(イ)については、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。

イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちができることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)の「年表などにまとめる」際には、時期の区分について、昭和、平成など元号を用いた言い表し方などがあることを取り上げること。

イ イの(ア)の「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、租税の役割に触れること。

ウ イの(ア)の「人口」を取り上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れ、これからの市の発展について考えることができるよう配慮すること。

○「販売」の学習での外国との関わりにおいては、我が国や外国の国旗の扱いを明記している。

○内容の取扱い(3)アでは、「地域の安全を守る働き」についての「緊急時の体制」と「防止」について、火災と事故のどちらも取り扱うが、軽重を付ける工夫が求められている。

○内容の取扱い(3)イにおいて、「地域や自分自身の安全を守るために自分たちができることなどを考えたり選択・判断したりできる」配慮が求められている。

○内容の取扱い(4)アにおいて、昭和、平成などの元号を用いた言い表し方を取り上げることが明記されている。

○内容の取扱い(4)イにおいて、公共施設の整備を取り上げる際、「租税の役割」に触れることが明記されている。

○内容の取扱い(4)ウにおいて、「人口」を取り上げる際、「少子高齢化」と「国際化」に触れることが明記されている。

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標（再掲）

- (1) 地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし，地域社会の一員としての自覚をもつようにする。
- (2) 地域の地理的環境，人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし，地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。
- (3) 地域における社会的事象を観察，調査するとともに，地図や各種の具体的資料を効果的に活用し，地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力，調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

〔第4学年〕

1 目標

社会的事象の見方・考え方を働かせ，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

- (1) 自分たちの都道府県の地理的環境の特色，地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るための諸活動，地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて，人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに，調査活動，地図帳や各種の具体的資料を通して，必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える力，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚を養う。

○目標(2)に，「社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える力，社会に見られる課題を把握してその解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力」が加えられた。

○目標(3)に「社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」を養うことが加えられた。

2 内容

(6) 県(都, 道, 府)の様子について, 次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ, 県(都, 道, 府)の特色を考えるようにする。

ア 県(都, 道, 府)内における自分たちの市(区, 町, 村)及び我が国における自分たちの県(都, 道, 府)の地理的位置, 47都道府県の名称と位置

イ 県(都, 道, 府)全体の地形や主な産業の概要, 交通網の様子や主な都市の位置

エ 人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかかわり

(3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水, 電気, ガスの確保や廃棄物の処理について, 次のことを見学, 調査したり資料を活用したりして調べ, これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。

ア 飲料水, 電気, ガスの確保や廃棄物の

2 内容

(1) 都道府県(以下第2章第2節において「県」という。)の様子について, 学習の問題を追究・解決する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 自分たちの県の地理的環境の概要を理解すること。

また, 47都道府県の名称と位置を理解すること。

(イ) 地図帳や各種の資料で調べ, 白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

(ア) 我が国における自分たちの県の位置, 県全体の地形や主な産業の分布, 交通網や主な都市の位置などに着目して, 県の様子を捉え, 地理的環境の特色を考え, 表現すること。

(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について, 学習の問題を追究・解決する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 飲料水, 電気, ガスを供給する事業は, 安全で安定的に供給できるよう進められていることや, 地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。

(イ) 廃棄物を処理する事業は, 衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや, 生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして,

○内容(1)ア(ア)に, 現行内容(6)の県の様子のうち, 「県の地理的環境の概要」と, 「47 都道府県の名称と位置」が位置づけられた。

処理と自分たちの生活や産業とのかかわり

イ これらの対策や事業は計画的、協力的に進められていること。

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。(再掲)

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域

まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 供給の仕組みや経路、県内外の人々の協力などに着目して、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を捉え、それらの事業が果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。

(3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。

(イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。

(4) 県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

○内容(2)イ(イ)に、「県内外の人々の協力」が加えられた。

○現行内容(4)の「地域社会における災害」のうち、「自然災害から人々を守る活動」が独立し、新たに内容(3)に変更されている。(火災と事故は第3学年へ移行)

○内容(4)は、現行内容(5)のうち、イとウで構成されている。なお、現行内容(5)ア「古くか

の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。(再掲)

イ 地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事

ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的事例

(6) 県(都, 道, 府)の様子について, 次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ, 県(都, 道, 府)の特色を考えるようにする。(再掲)

ウ 県(都, 道, 府)内の特色ある地域の人々の生活

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 県内の文化財や年中行事は, 地域の人々が受け継いできたことや, それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。

(イ) 地域の発展に尽くした先人は, 様々な苦心や努力により当時の生活の向上に貢献したことを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして, 年表などにまとめること。

イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

(ア) 歴史的背景や現在に至る経過, 保存や継承のための取組などに着目して, 県内の文化財や年中行事の様子を捉え, 人々の願いや努力を考え, 表現すること。

(イ) 当時の世の中の課題や人々の願いなどに着目して, 地域の発展に尽くした先人の具体的事例を捉え, 先人の働きを考え, 表現すること。

(5) 県内の特色ある地域の様子について, 学習の問題を追究・解決する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 県内の特色ある地域では, 人々が協力し, 特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解すること。

(イ) 地図帳や各種の資料で調べ, 白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けるこ

ら残るくらしにかかわる道具」は, 新では第3学年内容(4)に位置づけられた。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 「飲料水、電気、ガス」については、それらの中から選択して取り上げ、節水や節電などの資源の有効な利用についても扱うこと。

イ 「廃棄物の処理」については、ごみ、下水のいずれかを選択して取り上げ、廃棄物を資源として活用していることについても扱うこと。

(5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。(再掲)

(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。(再掲)

と。

(ア) 特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)及び(イ)については、現在に至るまでに仕組みが計画的に改善され公衆衛生が向上してきたことに触れること。

イ アの(ア)及びイの(ア)については、飲料水、電気、ガスの中から選択して取り上げること。

ウ アの(イ)及びイの(イ)については、ごみ、下水のいずれかを選択して取り上げること。

エ イの(ア)については、節水や節電など自分たちでできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

オ イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちでできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(2) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。

イ アの(ア)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の

○内容の取扱い(1)アについては、「現在に至るまでにしくみが計画的に改善され公衆衛生が向上したこと」に触れることが示されている。

○内容の取扱い(1)エでは、「飲料水、電気、ガス」について、「節水や節電など自分たちでできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」を求めている。

○内容の取扱い(1)オでは、「廃棄物の処理」について、「ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちでできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」を求めている。

○内容の取扱い(2)アにおいては、自然災害の例として、「津

(6) 内容の(5)のウの「具体的事例」については、開発、教育、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げるものとする。

(7) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ウについては、自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、伝統的な工業などの地場産業の盛んな地域を含めること。

イ エについては、我が国や外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。

ウ イの(ア)については、地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(3) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、県内の主な文化財や年中行事がおおまかに分かるようにするとともに、イの(ア)については、それらの中から具体的事例を取り上げること。

イ アの(イ)及びイの(イ)については、開発、教育、医療、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げること。

ウ イの(ア)については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(4) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 県内の特色ある地域がおおまかに分かるようにするとともに、伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいずれかを選択して取り上げること。

イ 国際交流に取り組んでいる地域を取り上げる際には、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。

波災害、火山災害、雪害」が追加された。

○内容の取扱い(2)イにおいて、「関係機関」として「県庁や市役所の働きを中心に取り上げ、～など国の期間との関わり」を取り上げることが示された。

○内容の取扱い(3)イにおいては、「医療」が付け加えられた。

○内容の取扱い(4)アについては、特色ある地域として「国際交流に取り組んでいる地域」が付け加わり、「地場産業」と「国際交流」は必ず取り上げるものとし、「自然環境」と「伝統的な文化」が選択となっている。

〔第5学年〕

1 目標

- (1) 我が国の国土の様子，国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし，環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め，国土に対する愛情を育てるようにする。
- (2) 我が国の産業の様子，産業と国民生活との関連について理解できるようにし，我が国の産業の発展や社会の情報化の進展に関心をもつようにする。
- (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに，地図や地球儀，統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し，社会的事象の意味について考える力，調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

〔第5学年〕

1 目標

- 社会的事象の見方・考え方を働かせ，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。
- (1) 我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状，社会の情報化と産業の関わりについて，国民生活との関連を踏まえて理解するとともに，地図帳や地球儀，統計などの各種の基礎的資料を通して，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
 - (2) 社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考える力，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりする力を養う。
 - (3) 社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，我が国の国土に対する愛情，我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚を養う。

- 目標(2)に「社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える力，社会に見られる課題を把握してその解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりする力」が加えられた。
- 目標(3)に「社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」及び「我が国の将来を担う国民としての自覚を養う」ことが加えられた。

2 内容

(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

ア 世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土

イ 国土の地形や気候の概要，自然条件から見て特色ある地域の人々の生活

(2) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかわりをもって営まれ

2 内容

(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 世界における我が国の国土の位置，国土の構成，領土の範囲などをおおまかに理解すること。

(イ) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。

(ウ) 地図帳や地球儀，各種の資料で調べ、まとめること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 世界の大陸と主な海洋，主な国の位置，海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して，我が国の国土の様子を捉え，その特色を考え，表現すること。

(イ) 地形や気候などに着目して，国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え，国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え，表現すること。

(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 我が国の食料生産は，自然条件を生かして営まれて

○内容(1)イ(ア)において、我が国の国土について、「海洋に囲まれた多数の島からなる」が付け加えられた。

ていることを考えるようにする。

ア 様々な食料生産が国民の食生活を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあること。

イ 我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色など

ウ 食料生産に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸などの働き

(3) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

ア 様々な工業製品が国民生活を支えていること。

イ 我が国の各種の工業生産や工業地域の分布など

ウ 工業生産に従事している人々の工夫や

いることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。

(イ) 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。

(ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 生産物の種類や分布、生産量の変化、輸入など外国との関わりなどに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きの働きを考え、表現すること。

(3) 我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。

(イ) 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や

○内容(2)ア(イ)において、「生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したり」することが示された。

○内容(2)イ(イ)の「価格や費用」は、現行「内容の取扱い」(4)から移された。

努力，工業生産を支える貿易や運輸などの働き

- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。
- ア 放送，新聞などの産業と国民生活との
かかわり
- イ 情報化した社会の様子と国民生活との

努力をして，工業生産を支えていることを理解すること。

- (ウ) 貿易や運輸は，原材料の確保や製品の販売などにおいて，工業生産を支える重要な役割を果たしていることを理解すること。
- (エ) 地図帳や地球儀，各種の資料で調べ，まとめること。
- イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
- (ア) 工業の種類，工業の盛んな地域の分布，工業製品の改良などに着目して，工業生産の概要を捉え，工業生産が国民生活に果たす役割を考え，表現すること。
- (イ) 製造の工程，工場相互の協力関係，優れた技術などに着目して，工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え，その働きを考え，表現すること。
- (ウ) 交通網の広がり，外国との関わりなどに着目して，貿易や運輸の様子を捉え，それらの役割を考え，表現すること。

- (4) 我が国の産業と情報との関わりについて，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 放送，新聞などの産業は，国民生活に大きな影響を及ぼしていることを理解すること。
- (イ) 大量の情報や情報通信技術の活用は，様々な産業を
発展させ，国民生活を向上させていることを理解すること。

- 内容(3)イ(イ)において，「工場相互の協力関係，優れた技術などに着目」することが示された。
- 内容(3)イ(ウ)において，「貿易や運輸の様子」が独立して示された。
- 現行の内容(4)の「我が国の情報産業や情報化した社会の様子」が，新では，内容(4)として，「我が国の産業と情報との関わり」となっている。
- 内容(4)ア(イ)において，「大量の情報や情報通信技術の活用」が新たに盛り込まれた。

かかわり

(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

ウ 公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ

(ウ) 聞き取り調査をしたり映像や新聞などの各種資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 情報を集め発信するまでの工夫や努力などに着目して、放送、新聞などの産業の様子を捉え、それらの産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。

(イ) 森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解すること。

(ウ) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。

(エ) 地図帳や各種の資料で調べ、まとめること。

○内容(4)イ(ア)において、「情報を集め発信するまでの工夫や努力などに着目して」が加えられた。

○内容(4)イ(イ)において、「情報を生かして発展する産業」が加えられた。

○現行内容(1)では、ウ「公害」、エ「森林資源の働き及び支援災害の防止」の順で示されていたのが、新では、内容(5)アにおいて(イ)「森林」、(ウ)「公害の防止」に変更された。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「主な国」については、近隣の諸国を含めて取り上げるものとする。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

イ イの「自然条件から見て特色ある地域」については、事例地を選択して取り

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

ア 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

(イ) 森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること。

(ウ) 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

イ アの(ウ)については、地図帳や地球儀を用いて、方位、緯度や経度などによる位置の表し方について取り扱うこと。

ウ イの(ア)の「主な国」については、名称についても扱うようにし、近隣の諸国を含めて取り上げる。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。

エ イの(イ)の「自然条件から見て特色ある地域」については、地形条件や気候条件から見て特色ある地域を取り上げる。

○内容(5)イ(ア)においては、第4学年の「自然災害」で学習する対象が「県内」であるのに対して、第5学年では、「国土の自然災害」となっている。

○現行「学習指導要領・解説 p 52」では、国土を構成する領土の一つに北方領土があげられていたが、新では、内容の取扱い(1)アにおいて、「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること」が明記された。

上げ、自然環境に適応しながら生活している人々の工夫を具体的に扱うこと。

(2) 内容(2)のウについては、農業や水産業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの生産の中から一つを取り上げるものとする。

(3) 内容(3)のウについては、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、石油化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げるものとする。

(4) 内容(2)のウ及び(3)のウにかかわって、価格や費用、交通網について取り扱うものとする。

(5) 内容(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、放送、新聞などの中から選択して取り上げること。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努め

(2) 内容(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)及びイの(イ)については、食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。

イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

(3) 内容(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)及びイの(イ)については、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げること。

イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

(4) 内容(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げること。その際、情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。

イ アの(イ)及びイの(イ)については、情報や情報技術を活用して発展している販売、運輸、観光、医療、福祉など

○内容の取扱い(2) イにおいて、「消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業の発展について」が加えられた。

○内容の取扱い(3) イにおいて、「消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について」が加えられた。

○内容の取扱い(4) アでは、「情報の送り手と受け手の立場」に言及している。

○内容の取扱い(4) イでは、情報や情報技術を活用して発展して

ている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウについては、大気の汚染、水質の汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げること。

エ エについては、我が国の国土保全等の観点から扱うようにし、森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力及び環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付くよう配慮すること。

に関わる産業の中から選択して取り上げること。その際、産業と国民の立場から多角的に考えて、情報化の進展に伴う産業の発展や国民生活の向上について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。

イ アの(イ)及びイの(イ)については、大気の汚染、水質の汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げること。

ウ イの(イ)及び(イ)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

いる産業として、「販売」「運輸」「観光」「医療」「福祉」が例示された。

○内容の取扱い(5)アでは、自然災害の例として、「地震災害、津波災害、火山災害、雪害」が例示された。

○内容の取扱い(5)ウでは、「国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」が示された。

〔第6学年〕

1 目標

- (1) 国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。
- (2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。
- (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

〔第6学年〕

1 目標

- 社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。
- (1) 我が国の政治の考え方と仕組みや働き、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解するとともに、地図帳や地球儀、統計や年表などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

- 目標(1)において、現行目標(3)「各種の基礎的の資料」に新たに、「統計」が加えられた。
- 目標(2)に「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力」が加えられた。
- 目標(3)に「社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」及び「我が国の将来を担う国民としての自覚」を養うことが加えられた。

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、
国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

2 内容

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。

(イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。

(イ) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

○現行内容(1)は「我が国の歴史」、内容(2)は「我が国の政治の働き」、内容(3)は「世界の中の日本の役割」であったが、新では、内容(1)が「我が国の政治の働き」、内容(2)が「我が国の歴史」、内容(3)が「世界と日本の役割」に変更され、学習の展開も、政治→歴史→世界と日本になっている。

○現行「政治の働き」→「日本国憲法」が、新では、「日本国憲法」→「政治の働き」の順に記述されている。

○内容(1)ア(ア)に「立法、行政、司法の三権」の役割を理解することが新たに示された。

○現行内容(2)アの「地方公共団体や国の政治の働き」が、新では、内容(1)ア(イ)で「国や地方公共団体の政治」の働きに変更された。

○現行内容(2)の「調査したり資料を活用したりして調べ」が、新では、内容(1)ア(ウ)で「見学・調査したり各種の資料で調べたりして」に変更された。

(1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。

ア 狩猟・採集や農耕の生活、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。

イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。

ウ 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦いについて調べ、武士による政治が始まったことが分かること。

エ 京都の室町に幕府が置かれたころの代表的な建造物や絵画について調べ、室町文化が生まれたことが分かること。

オ キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一、江戸幕府の始まり、参勤交代、鎖国について調べ、戦国の世が統一され、身分制度が確立し武士による政治が安定

(2) 我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。その際、我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、おおまかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。

(ア) 狩猟・採集や農耕の生活、古墳、大和政権（大和朝廷）による統一の様子を手掛かりに、むらからくにへと変化したことを理解すること。その際、神話・伝承を手掛かりに、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。

(イ) 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子を手掛かりに、天皇を中心とした政治が確立されたことを理解すること。

(ウ) 貴族の生活や文化を手掛かりに、日本風の文化が生まれたことを理解すること。

(エ) 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦いを手掛かりに、武士による政治が始まったことを理解すること。

(オ) 京都の室町に幕府が置かれた頃の代表的な建造物や絵画を手掛かりに、今日的生活文化につながる室町文化が生まれたことを理解すること。

(カ) キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一を手掛かりに、戦国の世が統一されたことを理解すること。

(キ) 江戸幕府の始まり、参勤交代や鎖国などの幕府の対外政策、身分制を手掛かりに、武士による政治が安定

○歴史の内容の記述は、現行内容(1)においては、「～を活用して調べ、～理解と関心を深めるようにする」が、新では、内容(2)アにおいて、「～を手掛かりに～理解すること」に変更されている。

○現行内容(1)アの「大和朝廷」は、新では、内容(2)ア(ア)の「大和政権（大和朝廷）」に変更された。

○現行内容(1)イの「日本風の文化」は、新では、内容(2)ア(ウ)に独立して示された。

○現行内容(1)オの「織田・豊臣の天下統一」と「江戸幕府の始まり」を、新では、内容(2)ア(カ)と内容(2)ア(キ)に分けられた。

○現行内容(1)オの「鎖国」を、新では、内容(2)ア(キ)の「鎖国などの幕府の対外政策」に変

したことが分かること。

カ 歌舞伎や浮世絵，国学や蘭学について調べ，町人の文化が栄え新しい学問が起こったことが分かること。

キ 黒船の来航，明治維新，文明開化などについて調べ，廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い，欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること。

ク 大日本帝国憲法の発布，日清・日露の戦争，条約改正，科学の発展などについて調べ，我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。

ケ 日華事変，我が国にかかわる第二次世界大戦，日本国憲法の制定，オリンピックの開催などについて調べ，戦後我が国は民主的な国家として出発し，国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。

したことを理解すること。

(ク) 歌舞伎や浮世絵，国学や蘭学を手掛かりに，町人の文化が栄え新しい学問がおこったことを理解すること。

(キ) 黒船の来航，廃藩置県や四民平等などの改革，文明開化などを手掛かりに，我が国が明治維新を機に欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことを理解すること。

(ク) 大日本帝国憲法の発布，日清・日露の戦争，条約改正，科学の発展などを手掛かりに，我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことを理解すること。

(ケ) 日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦，日本国憲法の制定，オリンピック・パラリンピックの開催などを手掛かりに，戦後我が国は民主的な国家として出発し，国民生活が向上し，国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを理解すること。

(シ) 遺跡や文化財，地図や年表などの資料で調べ，まとめること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して，我が国の歴史上の主な事象を捉え，我が国の歴史の展開を考えるとともに，歴史を学ぶ意味を考え，表現すること。

更された。

○現行内容(1)ケの「日華事変」を，新では，内容(2)ア(サ)の「日中戦争」に変更，また，「オリンピック」は「オリンピック・パラリンピック」に変更された。

○新の内容(2)ア(シ)は内容の取扱(2)カに配慮事項が示されている。

(3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

ア 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子

イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き

(3) グローバル化する世界と日本の役割について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活は、多様であることを理解するとともに、スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。

(イ) 我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解すること。

(ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いを捉え、国際交流の果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際連合の働きや我が国の国際協力の様子を捉え、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。

○内容(3)において、「グローバル化する」ことが明記された。

○内容(3)イ(ア)において、「日本の文化や習慣との違いを捉え」が加えられた。

○内容(3)イ(イ)に、「地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力など」が加えられた。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。

エ イの「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、イの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、各々の国民の祝日に関心を持ち、その意義を考えさせるよう配慮すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと。その際、イの(ア)に関わって、国民としての政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

イ アの(ア)の「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。

エ イの(ア)の「国会」について、国民との関わりを指導する際には、各々の国民の祝日に関心を持ち、我が国の社会や文化における意義を考えることができるよう配慮すること。

○内容の取扱い(1)アで、「思考力・判断力・表現力等」(イの(ア))に関わって、「国民としての政治への関わり方」に言及している。

○現行内容の取扱い(2)ウの「災害復旧の取組」と「地域の開発」を、新では、(1)ウで「自然災害からの復旧や復興」と「地域の開発や活性化などの取組」に変更された。

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や文化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的に理解できるようにすること。その際、ケの指導に当たっては、児童の発達の段階を考慮すること。

オ アからケまでについては、例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。

エ アからクまでについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるように指導すること。

ひ 弥 呼、聖徳太子、おののいも 小野妹子、なかのおおえのおう 中大兄皇子、なかとみのかまたり 中臣鎌足、聖武天皇、しやう わ ぎやう き がん じん 行基、鑑真、ふじわらのみちなが 藤原道長、むらさきしき ぶ せいしやう な 言、平清盛、みなもとのよしつね 源 頼朝、みなもとのよしつね ほうじやうときむね 足利義満、あしかがよしまさ せつしやう 雪舟、おだのぶなが 豊臣秀吉、あしかがよしまさ せつしやう 徳川家康、あしかがよしまさ ちかまつもん ぎ えもん 近松門左衛門、歌川(安藤)広重、もと おりのりなが すぎ た げん ぼく 伊能忠敬、ぺりー、おおく ぼ とし みち 大久保利通、おおく ぼ とし みち 木戸孝允、ふくざわ ゆき ち 福沢諭吉、おおく まし げのぶ いた 大隈重信、板

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)から(イ)までについては、児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や文化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的に理解できるようにすること。その際、アの(イ)の指導に当たっては、児童の発達の段階を考慮すること。

イ アの(ア)から(イ)までについては、例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。

ウ アの(ア)から(コ)までについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるように指導すること。

ひ 弥 呼、聖徳太子、おののいも 小野妹子、なかのおおえのおう 中大兄皇子、なかとみのかまたり 中臣鎌足、聖武天皇、しやう わ ぎやう き がん じん 行基、鑑真、ふじわらのみちなが 藤原道長、むらさきしき ぶ せいしやう な 言、平清盛、みなもとのよしつね 源 頼朝、みなもとのよしつね ほうじやうときむね 足利義満、あしかがよしまさ せつしやう 雪舟、おだのぶなが 豊臣秀吉、あしかがよしまさ せつしやう 徳川家康、あしかがよしまさ ちかまつもん ぎ えもん 近松門左衛門、歌川(安藤)広重、もと おりのりなが すぎ た げん ぼく 伊能忠敬、ぺりー、おおく ぼ とし みち 大久保利通、おおく ぼ とし みち 木戸孝允、ふくざわ ゆき ち 福沢諭吉、おおく まし げのぶ いた 大隈重信、あしかがよしまさ せつしやう 雪舟、おだのぶなが 豊臣秀吉、あしかがよしまさ せつしやう 徳川家康、あしかがよしまさ ちかまつもん ぎ えもん 近松門左衛門、歌川(安藤)広重、もと おりのりなが すぎ た げん ぼく 伊能忠敬、ぺりー、おおく ぼ とし みち 大久保利通、おおく ぼ とし みち 木戸孝允、ふくざわ ゆき ち 福沢諭吉、おおく まし げのぶ いた 大隈重信、板

エ アの(ア)の「神話・伝承」については、古事記、日本書

○現行(1)エの「歌川(安藤)広重」は、新の(2)ウで、「歌川広重」に変更された。

がきたいすけ いとうひろぶみ むつむねみつ とうごうへいはち
垣退助，伊藤博文，陸奥宗光，東郷平八郎，
ろう こむらじめ たろう のぐちひでよ
郎，小村寿太郎，野口英世

ウ アの「神話・伝承」については，古事記，日本書紀，風土記などの中から適切なものを取り上げること。

イ 歴史学習全体を通して，我が国は長い歴史をもち伝統や文化をはぐくんできたこと，我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられることに気付くようにすること。

(3) 内容の(3)については，次のとおり取り扱うものとする。

エ ア及びイについては，我が国の国旗と国歌の意義を理解させ，これを尊重する態度を育てるとともに，諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。

ア アについては，我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際，それらの中から児童が一か国を選択

紀，風土記などの中から適切なものを取り上げること。

オ アの(イ)から(オ)までについては，当時の世界との関わりにも目を向け，我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること。

カ アの(シ)については，年表や絵画など資料の特性に留意した読み取り方についても指導すること。

キ イの(ア)については，歴史学習全体を通して，我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたこと，我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられることに気付くようにするとともに，現在の自分たちの生活と過去の出来事との関わりを考えたり，過去の出来事を基に現在及び将来の発展を考えたりするなど，歴史を学ぶ意味を考えるようにすること。

(3) 内容の(3)については，次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては，我が国の国旗と国歌の意義を理解し，これを尊重する態度を養うとともに，諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること。

イ アの(ア)については，我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際，児童が一か国を選択して調べるよう配慮すること。

ウ アの(ア)については，我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うよう配慮すること。

○内容の取扱い(2) オに，「当時の世界との関わりに目を向け」ることが新たに設けられた。

○内容の取扱い(2) カにおいて，内容(2)・アの(シ)（資料活用とまとめ）については，「年表や絵画など資料の特性に留意した読み取り方」についての指導が明記された。

○内容の取扱い(2) キにおいて，「現在の自分たちの生活と過去の出来事との関わりを考えたり～歴史を学ぶ意味を考えるようにすること」が，現行内容の取扱い(1)イに付加された。

して調べるよう配慮し、様々な外国の文化を具体的に理解できるようにするとともに、我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。

ウ イの「国際連合の働き」については、網羅的、抽象的な扱いにならないよう、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること。

イ イの「国際交流」についてはスポーツ、文化の中から、「国際協力」については教育、医学、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から、それぞれ選択して取り上げ、国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(新設)

エ イについては、世界の人々と共に生きていくために大切なことや、今後、我が国が国際社会において果たすべき役割などを多角的に考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

オ イの(イ)については、網羅的、抽象的な扱いを避けるため、「国際連合の働き」については、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げること。また、「我が国の国際協力の様子」については、教育、医療、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から選択して取り上げること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

○ (3) エにおいて、内容(3)の「世界と日本の役割」の「思考力・判断力・表現力等」について、「世界の人々と共に生きていくために～配慮すること」が示された。

○指導計画の作成 1(1)において、「児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るよう」ことと「学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること」が明記された。

(新設)

(2) 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができるように工夫して指導すること。

(新設)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。

(2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。

(3) 我が国の47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置については、学習内容と関連付けながら、その都度、地図帳や地球儀などを使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。

(4) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。

○指導計画の作成 1(3)において、「47 都道府県の名称と位置」と「世界の大陸と主な海洋の名称と位置」について、地図帳や地球儀などを活用しながら、小学校卒業までに身に付け活用できるようにすることが明記された。

○指導計画の作成 1(4)において、障害のある児童などに対する指導上の配慮事項が、新たに設けられた。

○内容の取扱い 2(1)において、言語活動に関して、「多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること」が盛り込まれた。

(3) 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また，第4学年以降においては，教科用図書「地図」を活用すること。

(2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに，身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

(1) 各学年の指導については，児童の発達の段階を考慮し社会的事象を公正に判断できるようにするとともに，個々の児童に社会的な見方や考え方が養われるようにすること。

(2) 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また，全ての学年において，地図帳を活用すること。

(3) 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに，身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また，内容に関わる専門家や関係者，関係の諸機関との連携を図るようにすること。

(4) 児童の発達の段階を考慮し，社会的事象については，児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し，多様な見解のある事柄，未確定な事柄を取り上げる場合には，有益適切な教材に基づいて指導するとともに，特定の事柄を強調し過ぎたり，一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより，児童が多角的に考えたり，事実を客観的に捉え，公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。

○内容の取扱い2(2)において，現行では第4学年以降の使用であった教科用図書「地図」が，「全ての学年において，地図帳を活用すること」と明記された。

○内容の取扱い2(3)において，「内容に関わる専門家や関係者，関係の諸機関との連携を図る」ことが明記された。

○内容の取扱い2(4)において，「多様な見解のある事柄，未確定な事柄を取り上げる場合」の留意点が示された。